

インターネットを利用して農薬を販売する場合には、必ず農薬販売届を提出してください。

農薬販売届を提出していない県外の業者が、インターネットのフリーマーケットサイトにおいて農薬を販売したため、警察に検挙される案件が発生しました。

農薬取締法第17条では、農薬を販売しようとする方は、インターネットを利用して農薬を販売する場合においても、届出を行うことが義務付けられています（別紙、「農薬取締法、農薬取締法施行規則等関係資料」を参照）。

このことから、これから農薬を販売しようとする方は、インターネットを利用する場合も含め、必ず農薬販売届を提出するようにしましょう。

農薬販売届の提出先は下記のとおりです。

**【郵送また対面の場合】**

〒 521-1301

滋賀県近江八幡市安土町大中 516

滋賀県病虫害防除所 電話 0748-46-4926

**【電子メールによる届出の場合】**

メールアドレス：[gc70@pref.shiga.lg.jp](mailto:gc70@pref.shiga.lg.jp)

※農薬販売届の様式は、病虫害防除所のホームページのトップからダウンロードできます。

なお、農林水産省のウェブサイト（下記のURL参照）では、「農薬の販売」、「農薬の購入」についての留意点を掲載しています。これらの留意点を参考に、適切な農薬の販売をしていただくようお願いします。

<農林水産省ウェブサイトのURL>

「農薬の販売」 [https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/nouyaku\\_hanbai.html](https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/nouyaku_hanbai.html)

「農薬の購入」 [https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/nouyaku\\_kounyuu.html](https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/nouyaku_kounyuu.html)

農薬取締法、農薬取締法施行規則等関係資料

○農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）（抄）

（農薬の登録）

第三条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。）に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第三十四条第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第十六条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

2～9 （略）

（製造者及び輸入者の農薬の表示）

第十六条 製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときは、その容器（容器に入れなくて販売する場合にあっては、その包装）に次に掲げる事項の表示をしなければならない。ただし、特定農薬を製造し若しくは加工し、若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が、第三十四条第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用するこの条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

一～十 （略）

十一 最終有効年月

（販売者の届出）

第十七条 販売者（製造者又は輸入者に該当する者（専ら特定農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者を除く。）を除く。第二十九条第一項及び第三項並びに第三十一条第四項において同じ。）は、農林水産省令で定めるところにより、その販売所ごとに、次に掲げる事項を当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。当該事項に変更を生じたときも、同様とする。

一 氏名及び住所

二 当該販売所

2 前項の規定による届出は、新たに販売を開始する場合にあってはその開始の日までに、販売所を増設し、又は廃止した場合にあってはその増設又は廃止の日から二

週間以内に、同項各号に掲げる事項に変更を生じた場合にあってはその変更を生じた日から二週間以内に、これをしなければならない。

(販売者についての農薬の販売の制限又は禁止等)

第十八条 販売者は、容器又は包装に第十六条（第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第二十四条第一号において同じ。）の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。

2 農林水産大臣は、第九条第二項又は第三項（これらの規定を第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消した場合、第十条第一項（第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により変更の登録をした場合その他の場合において、農薬の使用に伴って第四条第一項第四号から第九号まで又は第十一号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、農林水産省令で定めるところにより、販売者に対し、農薬につき、第十六条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければその販売をしてはならないことその他の販売の制限をし、又はその販売を禁止することができる。

3・4 (略)

○農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）（抄）

（販売者の届出様式）

第十五条 法第十七条第一項の規定による届出は、別記様式第十三号による届出書を提出してしなければならない。

様式第 13 号（第 15 条関係）

農薬販売（廃止、変更）届	
年 月 日	
都道府県知事 殿	
住所 氏名	〔 法人の場合にあっては、その 名称及び代表者の氏名 〕
農薬取締法第 17 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。	
記	
1 販売所の所在地	

（日本産業規格 A 4）

備考 「1 販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

○農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成十五年農林水産省・環境省令第五号）（抄）

（表示事項の遵守）

第二条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一～五 （略）

2 農薬使用者は、農薬取締法第十六条第四号、第六号（被害防止方法に係る部分に限る。）、第九号及び第十一号に掲げる事項に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならない。

○農林水産省・環境省告示第一号（平成十五年三月十日）

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定に基づき、特定農薬を次のように定め、平成十五年三月十日から施行する。

一 天敵

昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内（離島（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島をいう。）にあっては、当該離島内）で採取されたもの

二 一以外のもの

エチレン、次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）、重曹及び食酢